

香川県広域水道企業団建設工事執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月5日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

## 香川県広域水道企業団企業管理規程第24号

### 香川県広域水道企業団建設工事執行規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団建設工事執行規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（契約書の作成）</p> <p>第27条 契約担当者及び契約の相手方は、第19条第5項又は第23条第4項の規定による通知をした<u>後速やかに</u>、契約書（香川県広域水道企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第8号）第6条第1項の規定によりその作成に代えて契約内容を記録した電磁的記録の作成を行う場合における当該電磁的記録を含む。次項を除き、以下同じ。）を作成しなければならない。</p>	<p>（契約書の作成）</p> <p>第27条 契約担当者及び契約の相手方は、第19条第5項又は第23条第4項の規定による通知をした<u>日から10日以内に</u>、契約書を作成しなければならない。ただし、契約書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。</p>
<p>2 前項に規定する契約書には、双方記名押印し、各自1通を保有しなければならない。</p> <p>3 契約担当者が別に指定する期間内に、契約の相手方の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、契約の相手方の決定は、その効力を失うものとする。</p>	<p>2 前項に規定する期間内に契約の相手方の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、契約の相手方の決定は、その効力を失うものとする。</p>
<p>第27条の2 前条第1項に規定する電磁的記録には、電子契約サービス（当該電磁的記録に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行うことにより契約を締結するためのサービスをいう。以下同じ。）により電子署名を行わなければならない。</p> <p>2 この規程に定めるもののほか、契約の締結に関する事務を電子契約サービスにより処理する場合の事務の取扱いその他必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第28条 前条第1項の規定による契約書は、工事請負契約書（第6号様式）によるものとする。ただし、特に必要があると認められるときはこれによらないことができる。</p>

(請負契約の変更)

第35条 契約担当者は、工期、請負代金額等当初の契約を変更する必要を認めたときは、契約の相手方と協議が整った後速やかに工事請負変更契約書（第7号様式）により契約を変更するものとする。

(請負契約の変更)

第35条 契約担当者は、工期、請負代金額等当初の契約を変更する必要を認めたときは、契約の相手方と協議が整ってから5日以内に工事請負変更契約書（第7号様式）により契約を変更するものとする。

## 第6号様式（第28条関係）

### 工事請負契約書

1 工事名  
2 工事の場所  
3 工期　　自　　年　　月　　日  
　　　　　至　　年　　月　　日  
4 請負代金額　　円  
　　（うち消費税及び地方消費税の額　　円）  
5 契約保証金

〔建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無〕

該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）  
 該当しない

上記の工事について、発注者香川県広域水道企業団と受注者　　とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、香川県広域水道企業団建設工事執行規程第26条第2項の規定に基づき企業長が定める工事請負契約約款により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書　　通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、電子契約サービスを利用する場合は、本契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、当事者同意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

年　月　日

発注者　　香川県広域水道企業団

住所　　印  
契約担当者職氏名

受注者　　住所　　印  
商号又は名称  
代表者職氏名

備考 1 請負代金額等の金額については、アラビア数字をもってインクで記入するとともに、頭書に円の記号を付記すること。  
2 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの□に「×」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条に規定する事項を記載した書面を添付すること。  
3 電子契約サービスを利用する場合は、押印不要とする。

## 第6号様式（第28条関係）

### 工事請負契約書

1 工事名  
2 工事の場所  
3 工期　　自　　年　　月　　日  
　　　　　至　　年　　月　　日

請負代金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
請負代金額のうち消費税及び地方消費税の額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
契約保証金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

〔建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無〕

該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）  
 該当しない

上記の工事について、発注者香川県広域水道企業団と受注者　　とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、香川県広域水道企業団建設工事執行規程第26条第2項の規定に基づき企業長が定める工事請負契約約款により請負契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書　　通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年　月　日

発注者　　香川県広域水道企業団

住所　　印

契約担当者職氏名　　印

受注者　　住所　　印

商号又は名称　　印

代表者氏名　　印

備考 1 請負代金額等の金額欄には、アラビア数字をもつてインクで記入するとともに、頭書に円の記号を付記すること。  
2 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの□に「×」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

## 第7号様式（第35条関係）

### 工事請負変更契約書

請負代金額の増減金額  
(うち消費税及び地方消費税の額の増減金額) 円

工事名

工事の場所

変更前工期　自　年　月　日　至　年　月　日

変更後工期　自　年　月　日　至　年　月　日

[建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無]  
該当する

分別解体等の方法等 変更あり（別紙のとおり）  
変更なし

該当しない

発注者香川県広域水道企業団と受注者　　とが　年　月　日に締結した契約に係る上記工事の工事請負契約書及び設計図書（設計書、図面及び仕様書）の内容の一部を変更する契約を締結し、その証として、本書　通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を原契約書とともに保有する。ただし、電子契約サービスを利用する場合は、本契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、当事者同意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

年　月　日

発注者　　香川県広域水道企業団

住所

契約担当者職氏名

印

受注者　　住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

備考 1　請負代金額の増減金額等の金額については、アラビア数字をもってインクで記入するとともに、増額の場合は頭書に￥の記号を付記し、減額の場合は頭書に△の記号を付記すること。

2　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

3　電子契約サービスを利用する場合は、押印不要とする。

## 第7号様式（第35条関係）

### 工事請負変更契約書

請負代金額の増減金額	千	百	十	万	千	百	十	円
請負代金額の増減金額のうち消費税及び地方消費税の額の増減金額	千	百	十	万	千	百	十	円

工事名

工事の場所

変更前工期　自　年　月　日　至　年　月　日

変更後工期　自　年　月　日　至　年　月　日

[建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無]

該当する

分別解体等の方法等 変更あり（別紙のとおり）  
変更なし

該当しない

発注者香川県広域水道企業団と受注者　　とが　年　月　日に締結した契約に係る上記工事の工事請負契約書及び設計図書（設計書、図面及び仕様書）の内容の一部を変更する契約を締結し、その証として、本書　通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を原契約書とともに保有する。

年　月　日

発注者　　香川県広域水道企業団

住所

契約担当者職氏名

印

受注者　　住所

商号又は名称

代表者氏名

印

備考 1　請負代金額の増減金額等の金額欄には、アラビア数字をもつてインクで記入するとともに、増額の場合は頭書に￥の記号を付記し、減額の場合は頭書に△の記号を付記すること。

2　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「✓」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。